



令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書





## 令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）、追加健診、滋賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する後期高齢者健康診査（以下「健康診査」という。）、追加健診（健康診査）について、別紙委託元保険者一覧表に掲げる栗東市ほか18市町（以下「甲」という。）と滋賀県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総 則）

第1条 甲は、特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）（以下「特定健康診査等」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙1の健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙が設営する会場（以下「実施会場」という。別紙3の「集合契約による特定健診実施会場一覧表」のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査等において、乙は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査等の実施結果については、乙が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。本契約においては、滋賀県国民健康保険団体連合会。）への送付を行うものとする。

### （対象者）

第3条 特定健康診査等は、乙に対して次の各号に示す受診券を提示した者を対象とし、乙において有効期限・自己負担額等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(1) 特定健康診査、追加健診の対象者は、被保険者証等及び甲が発行する特定健康診査受診券

(2) 健康診査、追加健診（健康診査）の対象者は、被保険者証等及び甲が発行する健康診査受診券

### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙2内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙は、特定健康診査等については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査等受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙2の内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

- 2 前項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月28日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の28日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙）に返戻を行うものとする。この場合において、既に乙に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し乙が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、乙からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（乙）は前項の返戻を受けた場合において、再度前条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 乙において、被保険者証と特定健康診査等受診券の両方を確認せずに実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 乙において、被保険者証と特定健康診査等受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて乙に支払うものとする。

- 3 乙において、特定健康診査等受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において乙が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は乙が一元的に行うこととし、乙から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む。）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 乙が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害について、甲に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲、乙双方で協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び甲において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第13条 第1条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

委託者（甲）

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市ほか18市町

契約代表者

栗東市

市長 竹村 健



受託者（乙）

滋賀県厚生農業協同組合連合会  
滋賀県大津市松本一丁目2番20号

代表理事会長

福島 孝夫



(別紙)

令和 7 年 4 月 1 日

## 委任状

(委任者) 住所 大津市御陵町3番1号

保険者名 大津市

代表者名 大津市長 佐藤健司



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和 7 年 4 月 1 日

## 委任状

(委任者) 住所 彦根市元町4番2号

保険者名 彦根市

代表者名 彦根市長 和田裕行



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和 7 年 4 月 1 日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県長浜市八幡東町632番地

保険者名 長 浜 市

代表者名 長浜市長 浅見 宣 義



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

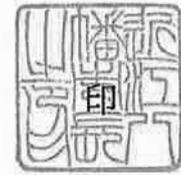
令和 7 年 4 月 / 日

## 委任状

(委任者) 住 所 滋賀県近江八幡市桜宮町 2 3 6 番地

保険者名 近江八幡市

代表者名 近江八幡市長 小西 理



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 番 3 3 号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月 / 日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

保険者名 東近江市

代表者名 滋賀県東近江市長 小椋正清



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

保険者名 草津市

代表者名 草津市長 橋川



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和 7 年 4 月 / 日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

保険者名 守山市

代表者名 守山市長森中高史 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和 7 年 4 月 1 日

## 委任状

(委任者) 住 所 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

保険者名 野 洲 市

代表者名 滋賀県野洲市長 櫻 本 直 樹 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

保険者名 湖 南 市

代表者名 湖南市長 松浦加代子



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和 7 年 4 月 / 日

## 委任状

(委任者) 住 所

保険者名 滋賀県甲賀市

代表者名 滋賀県甲賀市長 岩永裕貴



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

保険者名 高島市

代表者名 高島市長 今城 克 啓



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

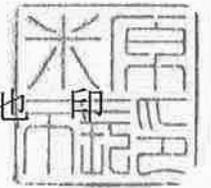
令和 7 年 4 月 1 日

## 委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県米原市米原 1016 番地

保険者名 米原市

代表者名 米 原 市 長 角 田 航 也 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和 7 年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 番 3 3 号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

## 委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

保険者名 日野町

代表者名 日野町長 堀江 和博



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和 7 年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 番 3 3 号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別紙)

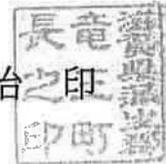
令和 7 年 4 月 1 日

## 委任状

(委任者) 住 所 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

保険者名 竜王町

代表者名 竜王町長 西田 秀治



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 / 日

## 委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

保険者名 愛 荘 町

代表者名 委任町長 有村国知



印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地

保険者名 豊郷町

代表者名 豊郷町長 伊藤定勉



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

保険者名 甲良町

代表者名 甲良町長 寺本 純二



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月1日

## 委任状

(委任者) 住所 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地  
保険者名 多賀町  
代表者名 多賀町長 久保久良



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等の実施に関する滋賀県厚生農業協同組合連合会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

### 記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

別紙

## 委託元保険者一覧表

委託元 市町名	郵便 番号	所在地	電話番号	委託範囲			
				特定健康診査	追加健診	健康診査	(健康診査) 追加健診
大津市	520-8575	滋賀県大津市御陵町3番1号	077-523-1234	○	○	○	○
彦根市	522-8501	滋賀県彦根市元町4番2号	0749-30-6112	○	○	○	○
長浜市	526-8501	滋賀県長浜市八幡東町632番地	0749-65-6512	○	○	○	○
近江八幡市	523-8501	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5501	○	○	○	○
東近江市	527-0013	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5631	○	○	○	○
草津市	525-8588	滋賀県草津市草津三丁目13番30号	077-561-2366	○	○	○	○
守山市	524-8585	滋賀県守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1120	○	○	○	○
野洲市	520-2395	滋賀県野洲市小篠原2100番地1	077-587-6081	○	○	○	○
湖南市	520-3288	滋賀県湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2324	○	○	○	○
甲賀市	528-8502	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2140	○	○	○	○
高島市	520-1592	滋賀県高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8078	○	○	○	○
米原市	521-8501	滋賀県米原市米原1016番地	0749-53-5114	○	○		
栗東市	520-3088	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号	国保077-551-1807 後期077-554-6100	○	○	○	○
日野町	529-1698	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6574	○	○	○	○
竜王町	520-2592	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地	0748-58-3702	○	○	○	○
愛荘町	529-1380	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地	0749-42-7692	○	○	○	○
豊郷町	529-1169	滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地	0749-35-8117	○	○		
甲良町	522-0244	滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1	0749-38-5063	○	○	○	○
多賀町	522-0341	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地	0749-48-8114	○	○	○	○

※特定健康診査、追加健診、健康診査、追加健診（健康診査）欄については、委託する場合に「○」を記入。

## 健診等内容表

## 1. 特定健康診査

区分	内容	
基本的な 健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		腹囲
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	空腹時中性脂肪
		随時中性脂肪※2
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ-GT(γ-GTP)
血糖検査※3	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c(NGSP値)	
尿検査※4	糖	
	蛋白	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加 項目)※5	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
	心電図検査	
	眼底検査	
追加健診	血清クレアチニン及びeGFR	
	尿酸	
	尿潜血	

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。乙が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、乙にて質問票を準備する。

※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。

※3 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定し、空腹時においては、空腹時血糖とヘモグロビンA1cを測定することとする。また、ヘモグロビンA1cについては、NGSP値とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

## 2. 健康診査の健診内容

区分	内容	
基本的な 健診の項目 ※1	既往歴の調査(喫煙習慣等の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	空腹時中性脂肪
		随時中性脂肪※2
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
ALT(GPT)		
$\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)		
血糖検査 ※3 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
	ヘモグロビン A1c(NGSP値)	
尿検査	糖	
	蛋白	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加 項目)※4	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
追加健診	血清クレアチニン及び eGFR	

- ※1 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。なお、乙が受診者に連絡したものの結果説明を受けに来ない場合は、乙から受診者に結果通知表を郵送するものとする。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。
- ※3 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。
- ※4 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

## 内 訳 書

## 1. 特定健康診査

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※
		個別健診	集団健診	
基本的な健診の項目			6,300円	健診実施後に一括支払
詳細な健診の 項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査		260円	
	心電図検査		1,660円	
	眼底検査		930円	
	血清クレアチニン検査及びeGFR		0円	
追加健診			300円	

※委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

## 2. 健康診査

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※
		個別健診	集団健診	
基本的な健診の項目			6,300円	健診実施後に一括支払
詳細な健診の 項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査		260円	
追加健診			100円	

令和7年度 集合契約による特定健診実施会場一覧表

月日	実施JA及び会場	住所
5月14日(水)	JAグリーン近江 本店	東近江市八日市町1-17
5月15日(木)	JAグリーン近江 八日市西出張所	東近江市下羽田町162
5月20日(火)	永源寺コミュニティセンター	東近江市山上町1316
5月22日(木)	JAグリーン近江 日野東支店	蒲生郡日野町大字河原2丁目55
5月23日(金)	JAグリーン近江 日野東支店	蒲生郡日野町大字河原2丁目55
5月26日(月)	JA滋賀蒲生町 本店	東近江市市子殿町240
5月27日(火)	JAグリーン近江 八幡西支店	近江八幡市小船木町805-1
5月28日(水)	JAグリーン近江 八幡西支店	近江八幡市小船木町805-1
5月29日(木)	JAグリーン近江 八幡東支店	近江八幡市上田町1310
5月30日(金)	JAグリーン近江 八幡東支店	近江八幡市上田町1310
6月5日(木)	東近江市 大中老年人憩の家	東近江市大町1612-1
6月6日(金)	東近江市 大中老年人憩の家	東近江市大町1612-1
6月10日(火)	JALレーク滋賀 安曇川支店	高島市安曇川町中104
6月11日(水)	JALレーク滋賀 安曇川支店	高島市安曇川町中104
6月16日(月)	JAグリーン近江 大中の湖出張所	近江八幡市安土町下豊浦8716-6
6月17日(火)	老蘇コミュニティセンター	近江八幡市安土町東老蘇1136-1
6月23日(月)	JA東びわこ 愛知川支店	愛知郡愛荘町市1585
6月24日(火)	JA東びわこ 愛知川支店	愛知郡愛荘町市1585
7月1日(火)	JALレーク滋賀 マキノ支店	高島市マキノ町沢1350-1
7月2日(水)	JA東能登川 本所	東近江市垣見町818
7月3日(木)	JA東能登川 本所	東近江市垣見町818
7月8日(火)	JALレーク滋賀 今津営業経済センター	高島市今津町日置前4684
7月9日(水)	JALレーク滋賀 聖田中央支店	大津市大真野2丁目7-41
7月22日(火)	グリーンピアひこね	彦根市清崎町1118
7月23日(水)	グリーンピアひこね	彦根市清崎町1118
7月25日(金)	JA東びわこ 稲枝支店	彦根市本庄町92-1
7月29日(火)	JA東びわこ 稲枝支店	彦根市本庄町92-1
7月30日(水)	JA滋賀蒲生町 本店	東近江市市子殿町240
7月31日(木)	JAグリーン近江 竜王営業振興センター	蒲生郡竜王町大字弓削1670-1
8月6日(水)	JA東びわこ 多賀支店	大上郡多賀町多賀1350
8月7日(木)	JALレーク滋賀 栗東地区統括本部	栗東市小野493-1
8月8日(金)	JA湖東 本所	東近江市池庄町507
8月18日(月)	JALレーク滋賀 高島地区統括本部	高島市新旭町旭1丁目10-5
8月19日(火)	JALレーク滋賀 高島地区統括本部	高島市新旭町旭1丁目10-5
8月27日(水)	JALレーク滋賀 栗東地区統括本部	栗東市小野493-1

\* 健診時間の受付は会場によって異なります。  
また、会場も変更になることがあります。必ずご確認ください。

月日	会場	住所
9月10日(水)	JALレーク滋賀 南大津支店	大津市石山寺3丁目7-10
9月16日(火)	JALレーク伊吹 山東支店	米原市市場435
9月17日(水)	JALレーク伊吹 本店	米原市宇賀野280-1
9月18日(木)	JALレーク滋賀 栗東地区統括本部	栗東市小野493-1
9月24日(水)	吉川自治会館	野洲市吉川3641
9月25日(木)	JALレーク滋賀 中主支店	野洲市西河原2542-1
9月26日(金)	JALレーク滋賀 中主支店	野洲市西河原2542-1
9月29日(月)	JALレーク滋賀 明富支店	守山市水保町22-1
9月30日(火)	JALレーク滋賀 明富支店	守山市水保町22-1
10月1日(水)	JALレーク滋賀 明富支店	守山市水保町22-1
10月2日(木)	JALレーク滋賀 中主営業経済センター	野洲市六条2163
10月3日(金)	JALレーク滋賀 中主営業経済センター	野洲市六条2163
10月6日(月)	JALレーク滋賀 北小松自治会館	大津市北小松559-1
10月7日(火)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月10日(金)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月14日(火)	JALレーク伊吹 長浜南支店	長浜市勝町527
10月15日(水)	JALレーク伊吹 長浜南支店	長浜市勝町527
10月16日(木)	JALレーク伊吹 長浜南支店	長浜市勝町527
10月17日(金)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月20日(月)	安土町草の根ハウス(大中公民館)	近江八幡市安土町大2-1
10月21日(火)	安土町草の根ハウス(大中公民館)	近江八幡市安土町大2-1
10月22日(水)	JA東びわこ 稲枝支店	彦根市本庄町92-1
10月23日(木)	JA東びわこ 稲枝支店	彦根市本庄町92-1
10月24日(金)	JA湖東 本所	東近江市池庄町507
10月27日(月)	近江八幡市 農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月28日(火)	近江八幡市 農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月29日(水)	近江八幡市 農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月31日(金)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月5日(水)	JALレーク滋賀 山田支店	草津市北山田町120-1
11月6日(木)	JALレーク滋賀 山田支店	草津市北山田町120-1
11月7日(金)	JALレーク滋賀 山田支店	草津市北山田町120-1
11月14日(金)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月17日(月)	JAこうか 本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月20日(木)	JA北びわこ 本店別館	長浜市湖北町遠水2721
11月21日(金)	JA北びわこ 本店別館	長浜市湖北町遠水2721
11月25日(火)	JA北びわこ 本店別館	長浜市湖北町遠水2721
12月10日(水)	JA滋賀蒲生町 本店	東近江市市子殿町240
12月24日(水)	彦根市 烏居本地区公民館	彦根市烏居本町1491-6

\* 健診についてのお問い合わせ・申し込み等につきましては、JA滋賀厚生連までご連絡ください。

滋賀県厚生農業協同組合連合会 (JA滋賀厚生連)

TEL 077-521-1708 (電話受付時間 8:30~17:00)

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 8 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

#### 10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

